

## 令和6年度 神崎川駅周辺まちづくり事業化検討等支援業務委託仕様書

### 1. 目的

豊中市では、市のリーディングプロジェクトである南部地域の活性化や防災力の向上などにつなげるため、令和5年度に「神崎川駅周辺整備基本計画」を策定した。

今後は「神崎川の水辺を活かし、多様な人々が集い、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みを進める。

本業務委託では神崎川駅周辺整備基本計画に基づき、事業化に向け関係機関と調整しながら検討を行い、具体的な整備についてより効果的・効率的に検討することを目的とする。

### 2. 委託期間

○契約締結日 ～ 令和7年(2025年)3月31日(令和6年度)

### 3. 対象地区

○主に阪急電鉄神戸本線神崎川駅から概ね1km圏内の豊中市域とする。

### 4. 業務内容

令和5年度に策定した「神崎川駅周辺整備基本計画」を踏まえ、各種検討を行う。

(1) 神崎川駅周辺の豊中市域において求められる基盤整備に係る調査及び検討

・土地区画整理事業等、面的整備手法における調査検討

・交通広場の概略検討

(2) 波及効果の検証

・事業化による定量的な波及効果の試算

・産業連関表等による分析モデルの作成、データ整理

(3) 関係機関等との協議支援

・関係機関との会議運営補助(3回程度を想定)

・地元権利者などへの説明資料作成

### 5. 成果品

	提出書類	数量	摘要
1	報告書	2部	A4サイズ、カラー、ループファイル綴じ
2	報告書(概要版)	2部	A4サイズ、カラー、ループファイル綴じ
3	打合せ簿	1式	打合せの議事録
4	その他資料	1式	説明用資料(パワーポイント資料含む) その他、委託者が必要と認めるもの
5	電子データ	1式	ワード・エクセル等 CD-ROM

## 6. その他

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。
- (2) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負してはならない。
- (3) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、市担当者との協議の上実施しなければならない。
- (4) 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく市担当者との打合せを行い、その結果については「打合せ簿」に明記しなければならない。
- (5) 本業務に当たっては、市担当者の指示に従い、誠意を持って完了させること。
- (6) 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律及び、豊中市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用出来ない。また、業務完了後、速やかに本市へ返却すること。
- (9) 貸与図書等の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
- (10) 成果品の権利は、市に帰属する。

## 7. スケジュール

	7月～9月	10月～12月	1月～3月
① 神崎川駅周辺の豊中市域において求められる基盤整備に係る調査及び検討	→		
② 波及効果の検証	→		
③ 関係機関等との協議支援	●	●	●